

平成 25 年 4 月 15 日

各 位

会 社 名 株式会社ピククルスコーポレーション
 代表者名 代表取締役社長 荻野芳朗
 (J A S D A Q ・ コード 2 9 2 5)
 問合せ先
 役職・氏名 取締役経理部長兼財務部長 三品徹
 電話 04-2998-7771

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 4 月 15 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 25 年 5 月 30 日開催予定の第 37 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

株主総会および取締役会の運営に柔軟性を持たせるため、株主総会および取締役会の招集権者および議長を、それぞれ取締役会においてあらかじめ定めた取締役に変更するものであります。

2. 定款変更の内容

(下線部分は変更箇所)

現行定款	変更案
<p>(招集権者および議長)</p> <p>第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>取締役会の決議に基づき取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役に株主総会を招集し、議長となる。</p>	<p>(招集権者および議長)</p> <p>第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>取締役会においてあらかじめ定めた取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>当該取締役に</u>事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役に株主総会を招集し、議長となる。</p>
<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>取締役社長</u>に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役に取締役会を招集し、議長となる。</p>	<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>取締役会においてあらかじめ定めた取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>当該取締役に</u>事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役に取締役会を招集し、議長となる。</p>

3. 日程

取 締 役 会 決 議 平成 25 年 4 月 15 日
 株 主 総 会 開 催 日 平成 25 年 5 月 30 日

以上